

令和 7 年度 はばたけ青少年



【宇土東小学校 早朝あいさつ運動】

宇土市教育委員会

宇土市青少年育成市民会議

宇土市青少年センター

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 宇土市青少年センターの概要・・・・・・・・	2
2. 令和6年度宇土市青少年センター事業実績・・・・・・・・	4
3. 令和6年度宇土市青少年育成市民会議事業実績・・・・・・・・	7
4. 令和7年度宇土市青少年センター事業計画・・・・・・・・	8
5. 令和7年度宇土市青少年育成市民会議事業計画・・・・・・・・	11
6. 統計資料（熊本県内少年非行の概況）・・・・・・・・	12
7. 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1 宇土市青少年センター設置規則・・・・・・・・	15
2 宇土市青少年育成市民会議規約・・・・・・・・	19
8. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 補導委員の任務・・・・・・・・	21
2 関係機関・・・・・・・・	27
3 相談機関・・・・・・・・	28

は じ め に

本市では、令和6年度に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。これは、市民一人ひとりが、こどもの声に耳を傾けよう。そして周りの大人は互いに連携し、こどもにとって最良のことを優先し、地域全体でこどもや子育て世帯を見守っていこうという、「こども**ど**まんなか！社会」を目指すことへの決意表明です。

青少年を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域コミュニティの希薄化により、大きく変化し、多くの課題が生じています。例えば、SNS に関するものでは、「闇バイト」といった悪質かつ巧妙な手口の犯罪に青少年が巻き込まれる事件や、SNS 上でのいじめといった深刻な問題などが挙げられます。

本市では、これまで青少年センターを青少年非行防止活動の拠点として、補導委員による街頭補導（声かけ）活動、電話相談（ヤングテレホン）による相談活動などの直接的活動と、チラシ配布などによる広報啓発活動、青少年育成市民会議による「早朝あいさつ運動」などの間接的活動を行ってきました。こども・青少年へ声かけをし、その声をしっかりと聴き、挨拶を交わすといった、コミュニケーションの積み重ねこそが、青少年にとってより良い社会環境、「こども**ど**まんなか！社会」の実現には欠かせないと考えます。

今後も、子ども見守りボランティアや生活安全パトロール隊など関係団体との連携を図り、犯罪被害・非行防止活動の推進強化に努めてまいります。

また、地域教育力活性化事業など、学校外での体験活動の充実や、青少年育成関係団体への活動援助、指導者の育成・拡充などにも積極的に取り組んでいく所存です。

この冊子は、昨年度の青少年関係事業の実績と本年度の事業計画等をまとめたものです。関係各位の一助になれば幸いに思います。

令和7年8月

宇土市青少年センター
所長 西山 祐一

1. 宇土市青少年センターの概要

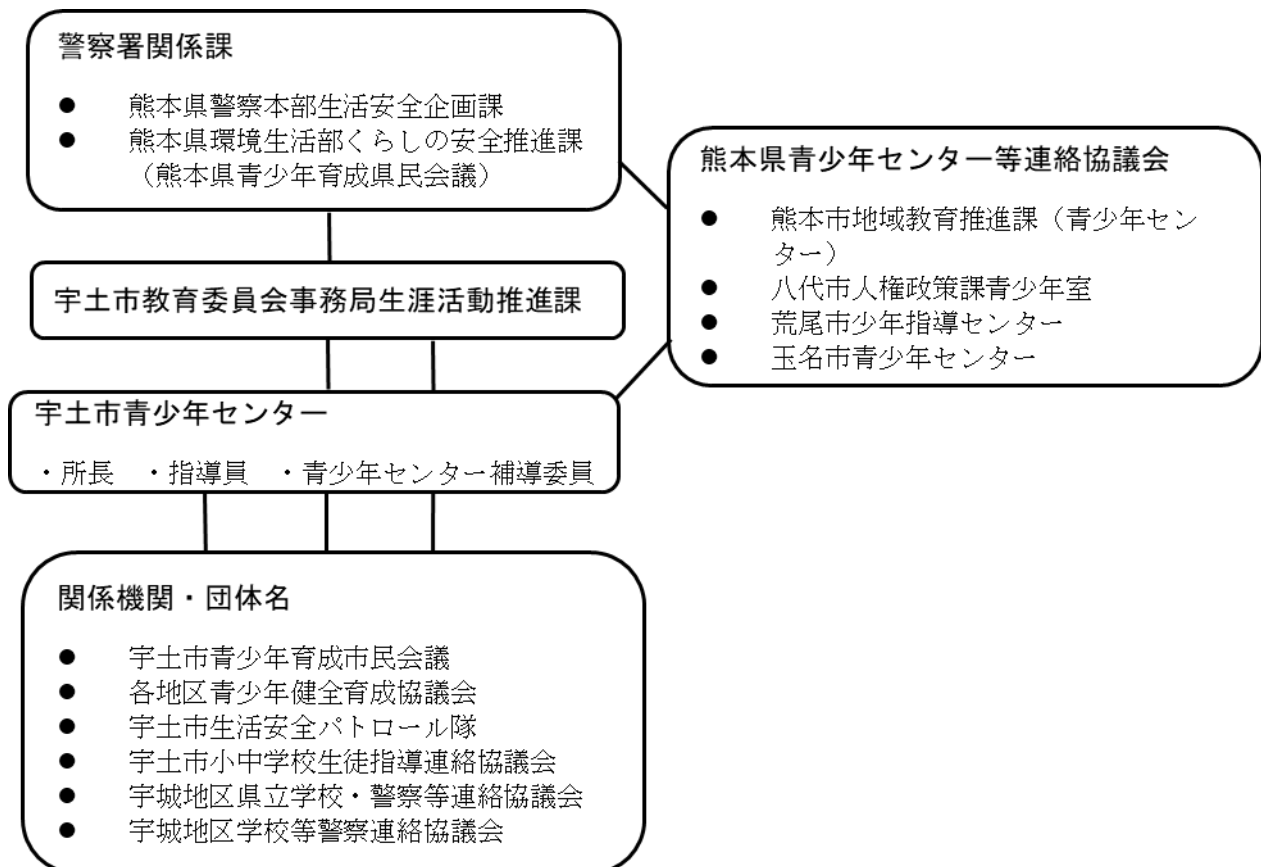
1 機 構

- (1) 名 称 宇土市青少年センター (2) 設置運営主体 宇土市
(3) 主管課 宇土市教育委員会生涯活動推進課 (4) 設置年月日 昭和 53 年 4 月 1 日
(5) 所在地
〈事務局〉教育委員会内 所在地：宇土市浦田町 51 番地（〒869-0492）
電 話：0964-22-6510 FAX：0964-23-1002
〈青少年センター指導員室〉教育委員会内
所在地：宇土市浦田町 51 番地（〒869-0492）
電 話：0964-23-1139（ヤングテレホン兼用）
メールアドレス：young01@city.uto.lg.jp

2 活動区域の状況

- (1) 宇土市人口 35,974 人 （令和 7 年 3 月 31 日現在）
宇土市世帯数 16,232 世帯（ ” ” ）
(2) 関係機関
①警察署・・・宇城警察署 ②学校数・・・7 小学校・4 中学校・1 高等学校

3 組織及び業務



宇土市青少年センターの業務

- (1) 青少年の補導（声かけ）、相談に関すること
定例補導／特別補導／自主補導・電話相談
- (2) 青少年の健全育成に関すること
補導件数、ヤングテレホン受理件数等統計資料整備等
有害環境浄化活動
広報、啓発活動
早朝あいさつ運動（毎月最初の平日）
青少年育成市民会議事業に関すること
研修活動等

宇土市青少年センター補導委員

青少年の健全育成及び非行防止を図るため、青少年センターの事業計画に従い補導活動及び問題行為の通報等に従事する。

関係機関・団体及び教育長の推薦により市長が任命する。任期は２年で、再任することができる。

構成員 42 名以内・・・ 学校長推薦 11 名・PTA 会長推薦 11 名

地区青少年健全育成協議会長推薦 18 名・教育長推薦 2 名以内

全体会議を年 1 回、幹事会を年 2 回程度行う。幹事会は、各班長及び教諭をもって構成する。

熊本県青少年センター等連絡協議会

相互の連絡提携を密接にして、それぞれの適正な運営並びに施策の相互研究を行い、特性を活かした補導活動の促進に寄与することを目的とする。

- (1) 各センター間の連絡調整
- (2) 調査研究と資料及び情報の交換
- (3) 各種関係機関、団体との連絡提携
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2. 令和6年度宇土市青少年センター事業実績

(1) 宇土市内補導(声かけ)活動・補導委員会・研修等

期 日	行 事 名	場 所
4月～7月	各地区青少年健全育成協議会総会	市内7地区
6月20日	青少年センター補導委員会（全体会議）	宇土市役所別館2階 講習室
8月23～24日	うと地蔵まつり特別補導	市街地一円
11月27日	子ども・若者育成支援強調月間に伴う 有害環境浄化啓発活動	市内各店舗
年 間	定例補導(2回/月)	市内8地域

(2) 熊本県少年補導センター等連絡協議会

期 日	行 事 名	場 所
5月31日	第1回定例会	熊本市
8月2日	第2回定例会	玉名市
11月20日	第3回定例会	宇土市
2月17日	第4回定例会	荒尾市

(3) 宇城地区県立学校・警察等連絡協議会

期 日	行 事 名	場 所
6月20日	第1回連絡協議会	宇土高校
9月26日	第2回連絡協議会	矢部高校
2月13日	第4回連絡協議会	小川工業高校

(4) 市小中学校生徒指導連絡協議会

期 日	行 事 名	場 所
6月21日	第1回連絡協議会（総会）	市庁舎 1 階会議室
11月18日	第2回連絡協議会	緑川小学校
2月25日	第3回連絡協議会	緑川小学校

(5) 令和6年度宇土市青少年センター補導（声かけ）活動状況

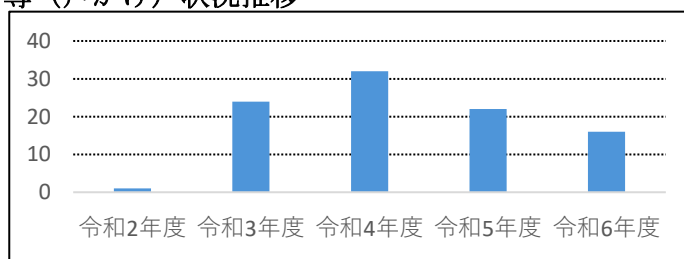
(R6. 4月～R7. 3月)

(各班・センター合計) 単位：人

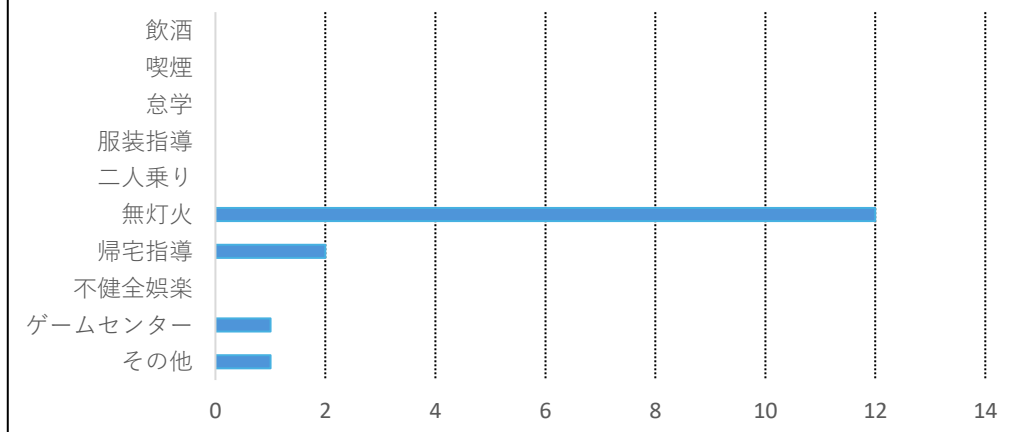
項 目	小学生	中学生	高校生	19歳	有職 少年	無職 少年	合 計	(内宇土 市以外)
飲酒							0	
喫煙							0	
怠学 (遅刻・早退)							0	
服装指導							0	
自転車 二人乗り							0	
自転車 無灯火	1		5		6		12	
帰宅指導		2					2	
不健全娯楽 (パチンコ等)							0	
ゲーム センター		1					1	
その他		1					1	
合 計	1	4	5	0	6	0	16	
善行に値 する行為							0	

令和2年度～令和5年度補導（声かけ）状況推移

年度	人
令和2年度	1
令和3年度	24
令和4年度	32
令和5年度	22
令和6年度	16



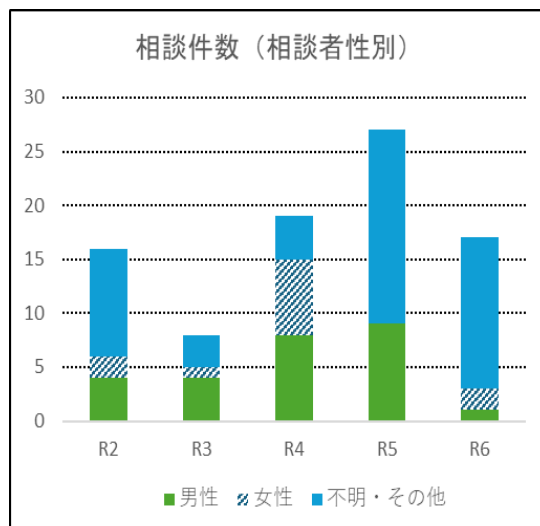
令和6年度声かけ種別件数



(6) ヤングテレホン相談活動実績 <令和2年度～令和6年度>

1. 件数 (相談者性別)

年度	相談	計	男性	女性	不明・その他	合計
R2	電話	16	4	2	10	16
	面接	0				
R3	電話	8	4	1	3	8
	面接	0				
R4	電話	19	8	7	4	19
	面接	0				
R5	電話	27	9	0	18	27
	面接	0				
R6	電話	17	1	2	14	17
	面接	0				



2. 相談内容別

年度	性・異性	進路	部活・クラブ	いじめ	学校	家庭	交友関係	その他 (内訳)
R2	0	0	0	1	1	0	0	4 (青少年に関しないもの)、10 (無言電話)
R3	4	0	0	0	0	0	1	3 (無言電話)
R4	3	0	0	0	0	5	1	6 (その他)、4 (無言電話)
R5	7	0	0	0	0	1	0	1 (その他)、18 (無言電話)
R6	0	0	0	0	2	1	0	14 (無言電話)

3. 相談者分類

<青少年>

<成人>

年度	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職	無職	母親	父親	祖父母	地域	教師	その他
R2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
R3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
R4	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4
R5	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2
R6	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0

4. 相談対象者分類

年度	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職	無職	その他
R2	0	1	1	0	0	0	4
R3	0	1	0	0	0	0	4
R4	0	5	0	6	0	0	4
R5	1	1	6	1	0	0	0
R6	0	0	3	0	0	0	0

5. 措置別

年度	傾聴助言	他機関紹介	面談勧誘	その他 (内訳)
R2	5	1	0	0
R3	5	0	0	0
R4	14	1	0	0
R5	9	0	0	0
R6	3	0	0	0

3. 令和6年度宇土市青少年育成市民会議事業実績

(1) 主催・後援・協賛事業

期 日	事 業 名	備 考	場 所
4月～3月 (8月を除く)	早朝あいさつ運動（7時半～8時）	毎月最初の平日に実施	各小中学校
6月10日	総 会		市庁舎
7月1日	社会を明るくする運動広報啓発活動	保護司会・更生女性会・ 婦人会・各地区公民館長 等	市内全域
7月25日	宇土市「少年の主張」大会	小中学校代表11名	宇土市民会館
7月28日	ヨット乗船体験	宇土市子ども会連絡協議 会主催	宇土マリーナ
12月8日	化石のレプリカづくり	宇土市子ども会連絡協議 会主催	市役所別館
2月8日	第6回 UTO  ハート リレー	宇土市 PTA OB 有志の 会	市内全域
3月31日	監 査	令和6年度会計監査	市庁舎
全 期 間	子ども110番のぼり旗配布	市PTA連合会主催	市内全域

(2) 熊本県青少年育成県民会議事業

期 日	事 業 名	備 考	場 所
5月22日	熊本県青少年育成県民会議総会		県庁
7月～8月	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 (夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動)	県・市町村による 啓発活動等	県内全域
9月23日	第46回「少年の主張」県大会	【入選】宇土中2年生、 網田中3年生	県庁

4. 令和7年度宇土市青少年センター事業計画

1 基本方針

次代を担う少年たちが、たくましく心豊かに育ち、非行のない明るい社会づくりを推進していくことは、市民すべての願いであり、大人に課せられた重要な責務である。

近年の刑法犯少年は減少傾向にあったが、全国では令和4年、県内では令和3年から増加に転じている。また、少年非行の低年齢化、少年の薬物犯罪、SNSに起因する事犯は依然として増加傾向にあり、青少年を取り巻く環境は予断を許さない状況にある。

当センターでは、引き続き、学校、家庭、地域、関係機関との密な連携のもと、青少年の犯罪被害の防止、非行の早期発見及び防止に努めるとともに、その健全育成を図っていく方針である。

2 事業計画

(1) 補導（声かけ）活動

項 目	内 容
定 例 補 導	班ごとに毎月2回程度実施 早朝声かけ（あいさつ）・毎月1回実施
特 別 補 導	うと地蔵まつり特別補導

(2) 相談活動

項 目	内 容
電 話 相 談	毎週月・水曜日 13時から17時まで、青少年センター指導員による相談

(3) 有害環境浄化活動

項 目	内 容
薬物乱用等防止活動	宇土市内主要店舗等において薬物乱用等の有害物乱用防止のためリーフレット及び啓発用品を配付し、防止を呼びかける。
図書等自動販売機の状況把握	設置場所、有害図書等の収納について実態を把握する。
少年のたまり場等の把握、解消	定期巡回パトロールにより、早期発見に努め、関係機関と情報を共有し地域の協力を得る。

(4) 広報・啓発活動

項 目	内 容
啓 発 記 事 等 の 作 成	啓発月間、各種会議等で配布する。
強 調 月 間 等 の 啓 発	青少年の非行・被害防止強調月間（7～8月）広報紙掲載（8月号）
防災行政無線での放送	夏休み等長期休業期間の夕刻に小中学生へ18時前の帰宅指導と地域へ青少年健全育成を呼びかけるアナウンスを行う。

(5) 調査・資料収集整備及び研修会実施

項 目	内 容
補 導 活 動 結 果 収 集 整 理	毎月各班長が補導実施結果をセンターへ報告する。
相 談 活 動 結 果 収 集 整 理	相談事例ごとに報告書を作成し、3カ月毎報告する。
研 修 会	各種研修会に参加し、職員、補導委員の資質向上を図る。
文献資料及び各種資料の収集	当センターの運営の参考とし、会議、研修会等に活用する。

(6) 関係機関、団体との連絡協調

項 目	内 容
学 校 と の 連 絡 協 調	補導、相談活動での連絡協調を図る。 各種会議等での情報交換を図り、児童生徒の犯罪被害・非行防止と健全育成を推進する。
警 察 と の 連 絡 協 調	補導、相談活動での連絡協調を図る。 各種会議等での情報交換を図り、少年非行問題の現状を把握する。
他少年補導センターとの連絡協調	会議等での情報交換を図り、当センター運営の参考とする。
福 祉 関 係 機 関 と の 連 絡 協 調	相談活動において、市福祉課、県福祉事務所、県児童相談所等の機関との連絡協調を図る。
大 型 店 舗 等 と の 連 絡 協 調	補導活動、有害環境浄化活動への協力を依頼、理解を図る。

(7) 青少年センター及び関連事業計画

月	事業名
4月	市内7地区青少協総会(4月～7月)
5月	第1回熊本県青少年センター等連絡協議会例会(5/30) 熊本県青少年育成県民会議総会(5/22)
6月	第1回宇城地区県立学校・警察等連絡協議会(6/19) 市青少年センター補導委員会(全体会議)(6/10) 第1回宇土市小・中学校生徒指導連絡協議会(6/23) 市青少年育成市民会議総会(6/17)
7月	社会を明るくする運動 第1回青少年センター幹事会(7/17) 市「少年の主張」大会(7/30) 第2回熊本県青少年センター等連絡協議会例会(7/25)
8月	うと地蔵まつり特別補導(8/23～24)
9月	第2回宇城地区県立学校・警察等連絡協議会(9/25)
10月	第2回青少年センター幹事会
11月	第3回熊本県青少年センター等連絡協議会例会 第2回宇土市小・中学校生徒指導連絡協議会 子ども・若者育成支援強調月間に伴う有害環境浄化啓発活動
12月	第3回宇城地区県立学校・警察等連絡協議会
2月	第4回宇城地区県立学校・警察等連絡協議会 第4回熊本県青少年センター等連絡協議会例会 第3回宇土市小・中学校生徒指導連絡協議会
3月	市町村青少年行政担当者及び青少年育成市町村会議担当者会議
年間	ヤングテレホン(月・水 13時～17時) 定例補導(各地区・市全域毎月2回) 早朝あいさつ運動(4月～3月)(※8月除く) 防災行政無線(夏休み、冬休み、春休み期間中)

5. 令和7年度宇土市青少年育成市民会議事業計画

(1) 主催・後援・協賛事業

期 日	事 業 名	備 考	場 所
4月～3月 (8月を除く)	早朝あいさつ運動（7時半～8時）	毎月最初の平日に実施	各小中学校
6月17日	総 会		市庁舎
7月1日	社会を明るくする運動広報啓発活動	保護司会・更生女性会・ 婦人会・各地区公民館 長等	市内全域
7月20日	ヨット乗船体験	市子ども会連絡協議会 主催	宇土マリーナ
7月～8月	青少年の被害・非行防止強調月間	・市広報紙及びHP 啓発記事掲載 ・補導の強化	市内全域
7月30日	宇土市「少年の主張」大会	市小中学校代表11名	宇土市民会館
9月6日 ～9月7日	サマーキャンプ御所浦	宇土市子ども会連絡協 議会主催	御所浦交流セ ンター
12月	化石のレプリカづくり	宇土市子ども会連絡協 議会主催	市役所別館
全 期 間	子ども110番のぼり旗配布	市PTA連合会主催	市内全域
	パトロールポイント看板点検・修繕・ 交換	定期点検・修繕・交換	市内全域

(2) 熊本県青少年育成県民会議事業

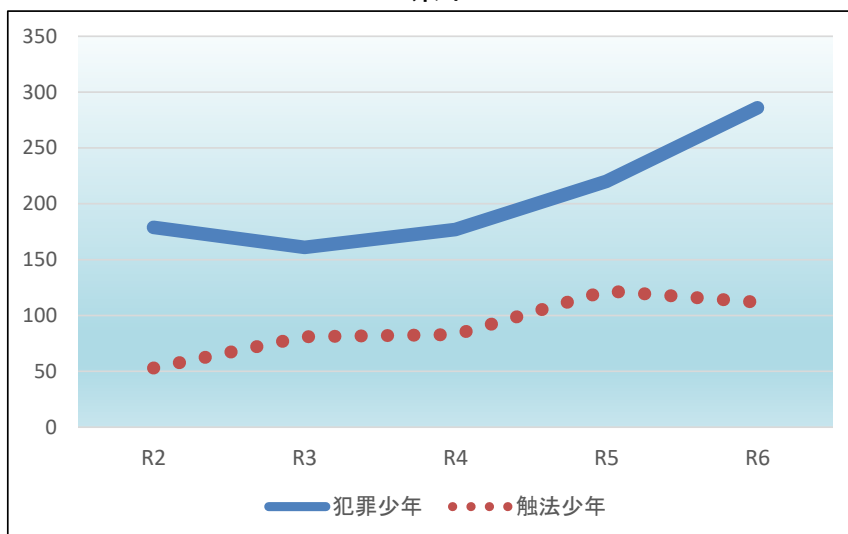
期 日	事 業 名	備 考	場 所
5月22日	熊本県青少年育成県民会議総会		県庁
7月～8月	青少年の被害・非行防止強調月間	県・市町村による啓発活 動等	県内全域
8月30日	第47回「少年の主張」県大会	宇城管内から中学生代 表1名出場	熊本城 ホール

6. 統計資料（熊本県内少年非行の概況）

（熊本県警察本部「令和7年版 肥後っ子のシグナル」より）

（1）過去5年間の刑法犯少年（犯罪・触法）検挙補導状況

県下



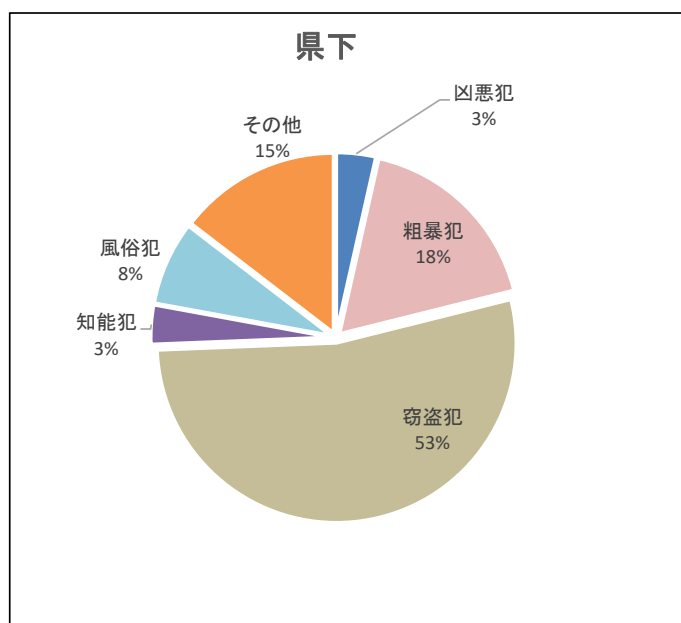
区分	R2	R3	R4	R5	R6
犯罪少年	179	161	177	220	286
触法少年	53	81	83	122	112
合 計	232	242	260	342	398

※犯罪少年・・・罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※触法少年・・・14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年

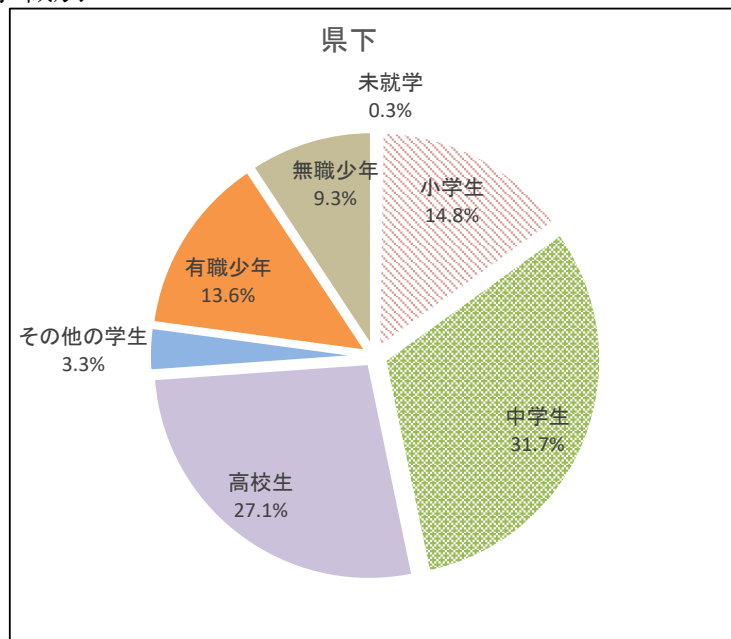
（2）令和6年度の刑法犯少年の検挙補導状況

① 罪種別



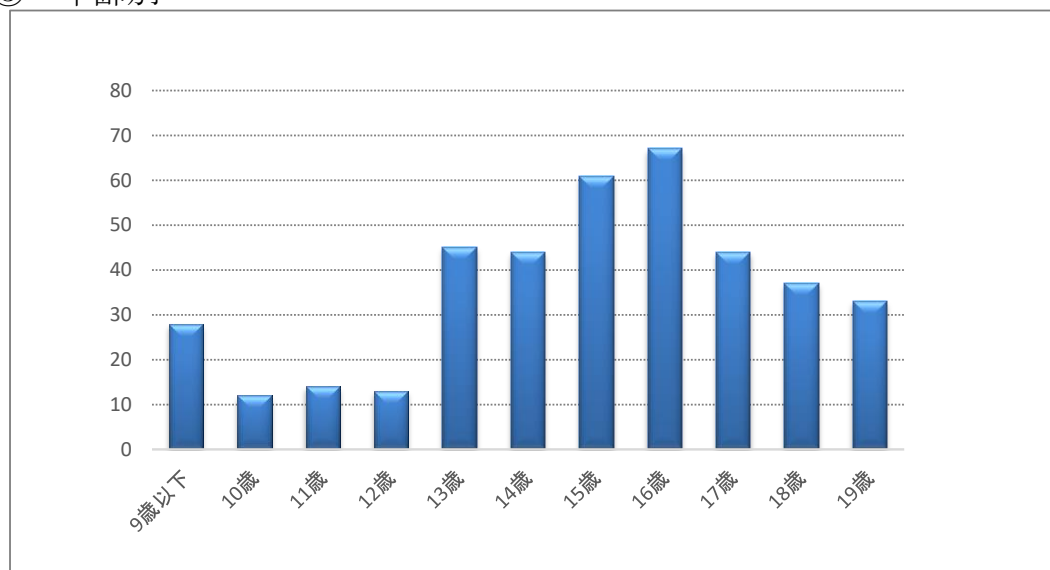
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
(人)	14	70	212	14	30	58	398

② 学職別



	未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
(人)	1	59	126	108	13	54	37	398

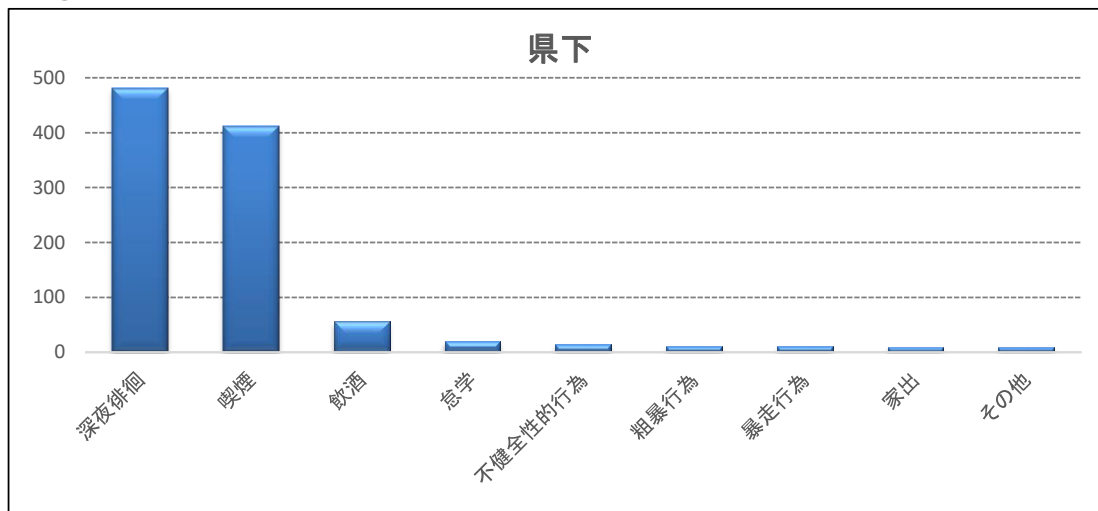
③ 年齢別



	9歳以下	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	合計
(人)	28	12	14	13	45	44	61	67	44	37	33	398

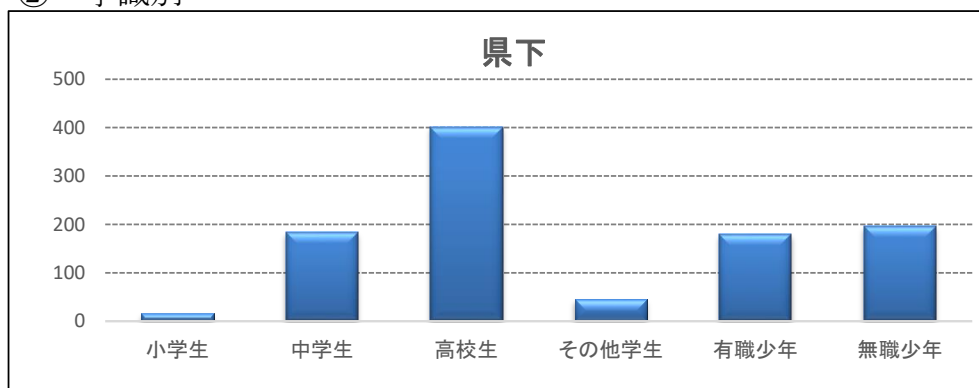
(3) 令和6年中の不良行為少年の補導状況

① 行為別



行為別	深夜徘徊	喫煙	飲酒	怠学	不健全性的行為	粗暴行為	暴走行為	家出	その他	合計
(人)	481	411	56	20	14	11	11	10	9	1,023

② 学識別



学 職	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	合計
(人)	16	184	402	45	180	196	1,023

7. 関係法令等

1 宇土市青少年センター設置規則

昭和 53 年 3 月 28 日

教委規則第 2 号

(設置)

第 1 条 青少年の健全育成ならびに非行防止をはかることを目的として、本市に宇土市青少年センター（以下「青少年センター」という。）を置く。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称 宇土市青少年センター

位置 宇土市浦田町 51 番地

(事業)

第 3 条 青少年センターは第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の補導に関すること。
- (2) 青少年の相談に関すること。
- (3) 青少年問題についての調査及び資料の収集整備に関すること。
- (4) 関係機関、団体との連絡協調に関すること。
- (5) その他青少年の健全育成に関すること。

(主管部局)

第 4 条 青少年センターに関する事務は宇土市教育委員会生涯活動推進課で処理する。

(職員)

第 5 条 青少年センターに所長及びその他必要な職員を置く。

(指導員)

第 6 条 青少年センターに指導員 2 人以内を置く。

(任用)

第 7 条 指導員は、青少年育成に関して経験と青少年指導に対する知識を有するものの中から教育長の推薦により、宇土市教育委員会が任用する。

(任期)

第 8 条 指導員の任期は、1 会計年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(職務及び勤務時間)

第 9 条 指導員は、所長の指示を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 補導計画、補導活動及び補導委員の指導
- (2) 相談者への対応（電話、面接、訪問）
- (3) 各種啓発・広報資料の収集、集計及び作成
- (4) 関係機関、団体との連携及び連絡調整
- (5) 青少年に対する有害環境の浄化に関する業務
- (6) 各種会議、研修会等の開催及び参加
- (7) 育成活動に関する講師及び資料作成
- (8) 各種行事の計画及び実施

(9) その他所長が必要と認める業務

- 2 指導員の勤務時間は、週 29 時間以内とする。
- 3 指導員の勤務時間の割り振りは、所長が定める。

(服務等)

第 10 条 指導員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員とし、その職の本旨に従い、常に職務を誠実公正に遂行しなければならない。

- 2 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、関係法令等を遵守し、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬、期末手当及び費用弁償)

第 11 条 指導員には、宇土市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 13 号。以下「条例」という。）に定めるところによりその報酬及び期末手当を支給する。

- 2 指導員が通勤手当の支給要件に該当するとき、又は公務のための旅行に係る費用を負担するときは、条例の定めるところによりその費用弁償を支給する。

(運営協議会)

第 12 条 青少年センターの円滑な運営を期するため、運営協議会をおく。

- 2 運営協議会は、青少年センターの事業計画のほか、第 1 条に掲げる事項についての青少年センターの諮問に応じ調査、審議する。
- 3 運営協議会は、宇土市青少年問題協議会をもってこれにあてる。

(会議)

第 13 条 運営協議会の会議は、宇土市青少年問題協議会の会長が招集し、これを主宰する。

(補導委員)

第 14 条 青少年センターの目的を達成するため、宇土市青少年センター補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

- 2 前項の委員は 42 人以内とする。
- 3 補導委員は有償ボランティアとする。
- 4 補導委員の報償は 1 日 1,200 円とする。
- 5 補導委員が職務のため旅行したときは、宇土市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成 12 年規則第 29 号）に定める額の費用弁償を支給する。

(組織)

第 15 条 補導委員は次に定める基準により推薦された者の中から市長が任命する。

(1) 教職員の中から当該学校長の推薦による補導委員

宇土小学校 宇土東小学校 花園小学校 緑川小学校 網津小学校 走潟小学校 網田小学校 住吉中学校 網田中学校 鶴城中学校 宇土高校	各 1 人
---	-------

(2) PTA 会員の中から当該 PTA 会長の推薦による補導委員

宇土小学校区（旧轟小学校区除く） 宇土東小学校区 花園小学校区 旧轟小学校区 緑川小学校区 網津小学校区 走潟小学校区 網田小学校区 鶴城	各 1 人
---	-------

中学校区 住吉中学校区 網田中学校区	
--------------------	--

(3) 地区民の中から当該地区青少年健全育成協議会長の推薦による補導委員

宇土地区	4 人
花園地区 網田地区	各 3 人
轟地区 緑川地区 網津地区 走潟地区	各 2 人

(4) 教育長が特に必要と認めた場合、教育長の推薦による補導委員 2 人以内
(補導委員会)

第 16 条 青少年の補導及び青少年問題について審議するため、補導委員会を置く。

2 補導委員会は第 14 条に掲げる補導委員及び青少年センターをもって組織する。

3 補導委員会に会長を置き、会長は青少年センター所長をもってあてる。

(補導活動)

第 17 条 補導委員は、青少年センターの事業計画に従い、補導活動に従事する。

(1) 補導にあたっては、その事態を判断処理し、必要な場合は、青少年センターに連絡し、適宜な措置を行う。

(2) 前項について、関係機関（警察、学校、家庭等）の連絡はすべて青少年センターが行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(3) 補導委員は任務上知りえた秘密をもらしてはならない。

(幹事会)

第 18 条 補導に関し、実践活動を推進するため、幹事会を置く。

(2) 幹事会は委員若干人をもって組織し、委員は第 14 条に掲げる補導委員の中から青少年センター所長が選任する。

(3) 幹事会に会長を置き、会長は青少年センター所長をもってあてる。

(会議)

第 19 条 第 16 条及び前条の会議は、必要の都度会長が招集する。

(補導委員の任期)

第 20 条 補導委員の任期は 2 年とし、再任することができる。ただし、補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

2 宇土市青少年問題協議会補導員規程（昭和 37 年教委規程第 1 号）は、廃止する。

附 則（昭和 54 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年教委規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年教委規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 9 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年教委規則第 5 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年教委規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

2 宇土市青少年育成市民会議規約

(名称)

第1条 この団体は、宇土市青少年育成市民会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、国、県及び市が行う施策と呼応して、青少年の健全育成をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

青少年の誇りと自覚を高める事業

青少年団体を育成するための事業

青少年の体育、レクリエーション及び健全な遊びをするための事業

職場における青少年の教育、福祉をはかるための事業

健全な家庭づくりをすすめるための事業

青少年に有害な社会環境の浄化をすすめるための事業

青少年の非行防止をすすめるための事業

青少年の事故防止をすすめるための事業

(会員)

第4条 この会議は、この会議の目的に賛同する個人及び団体をもって構成する。

(機関)

第5条 この会議に総会及び常任委員会をおく。

(総会)

第6条 総会は、この会議の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

事業計画及び予算

事業報告及び決算

その他総会が必要と認めた事項

(表決)

第7条 総会は、出席者の過半数をもって議決する。

2 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常任委員会)

第8条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、次の事項を処理する。

総会の委任をうけた事項

業務運営に関すること

2 常任委員会は、会長が招集し議長となる。

(役員)

第9条 この会議に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 若干名

常任委員 若干名
監 事 2 名

(役員の職務)

第 10 条 会長はこの会議を代表し、会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序においてその職務を代行する。

3 常任委員は、第 8 条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計の執行状況を監査する。

(役員の選任)

第 11 条 会長、副会長、常任委員及び監事は、総会において選任する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問)

第 13 条 この会議に顧問をおく。

2 顧問は、常任委員会にはかり会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第 14 条 この会議の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局は、教育委員会内におく。

3 事務局の職員は、会長が任命する。

(下部組織)

第 15 条 この会議に部会を、また下部組織として地区単位に支部をおくことができる。

2 支部は、町単位の組織を設けることができる。

3 支部及び町単位の組織は、本規約を準用する。

(経費)

第 16 条 この会議に要する経費は、補助金、寄付金、助成金等をもって充てる。

(規約の改正)

第 17 条 この会議の規約は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この規約は、昭和 54 年 7 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 22 年 7 年 5 日から施行する。

8. 参考資料

1 補導委員の任務

宇土市青少年センター設置規則第 17 条に規定

第 17 条 補導委員は、青少年センターの事業計画に従い、補導活動に従事する。

- (1) 補導にあたっては、その事態を判断処理し、必要な場合は、青少年センターに連絡し、適宜な措置を行う。
- (2) 前項について、関係機関（警察、学校、家庭等）の連絡はすべて青少年センターが行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (3) 補導委員は任務上知りえた秘密をもらしてはならない。

〈参考〉

第 1 少年補導員の任務

- (1) 非行少年等の早期発見及び通報
- (2) 少年をめぐる有害環境の発見及び通報
日常生活で知り得た非行事案、あるいは少年に有害と認められる環境について通報する。
- (3) 少年相談は、軽微なものについて処理し、その他のものについては速やかに青少年センターへ連絡する。
- (4) 少年の非行防止のための地域活動の推進
 - ・ 少年の非行防止呼びかけ
 - ・ 青少年団体への働きかけ

第 2 少年補導活動の原則

- (1) 健全育成の理念
少年補導の目的は、少年の福祉を守り、健全な育成を図ることであって、制裁や処罰は真に少年の健全育成に役立つものではありません。
少年を非行化、不良化から守り、少年に自ら善悪のけじめをつけさせ、自主的な行動がとれるよう積極的に教育、訓練することを含んでいるのです。
- (2) 予防の徹底
早期発見、早期治療は病気だけの問題ではありません。少年補導はむしろ、非行化、不良化してからこれを発見し、治療、処理するのではなく、非行化、不良化しないよう、これを未然に防止することを目的にしております。
- (3) 個性の尊重
少年は、個々に固有の環境と性格をもっています。
少年を非行化、不良化から防ぐためには、少年を非行に追い込んでいる性格、環境上の危険性を取り除くことが必要です。そのためには、少年の個別性を尊重しなければなりません。

(4) 科学性の発揮

少年の非行化や不良化を未然に防止するためには、先ず、何が少年を非行化、不良化に追いやっている原因なのか、あるいは、その規制や過程を的確に把握し、それらに即応して最も効果的な処遇方法は何であることを理解することが大切です。

(5) 相互協力

少年補導員には、技術的、時間的あるいは権限上等各種の限界があります。そこで、警察をはじめ児童相談所、家庭裁判所等の関係機関、家庭、学校、職場、地域等の連携、協力を持たなければ十分な効果をあげることはできません。

(6) 秘密性の保持

少年や家庭の秘密に属することについては、絶対に外に漏らさないよう注意しなければなりません。

第3 街頭補導

1 街頭補導の意義

補導の「補」とは、衣服の破れを布で充てて繕うことを意味し、「導」は真直ぐな一本道を、手を引いて歩かせることを言います。

従って、補導とは、非行化、不良化等、道を踏み外したものに對し、これを補正して、真直ぐな道を歩むよう手を取り、助け導くことだということになります。

2 街頭補導の準備

街頭補導に従事する場合は、事前に担当地域内における若者のたむろする場所や、曜日、時間帯、若者の年齢（学年）、あるいは、組織の有無、組織のリーダーやメンバーあるいはその特徴、非行などの発生状況等予め把握しておくことが大切です。

3 対象者の発見

少年の服装や髪型、化粧、所持品、言語、動作、態度、行動等の個人的特徴や、その場所や時間帯あるいは行動を共にしている仲間並びに居合わせているものの服装や所持品、言語等を総合的に判断して的確に見極めることが必要です。

従って、対象者の選別には幾つの特徴を総合して判断するなど慎重のうえにも慎重でなければなりません。

★不良行為少年

- 凶器所持 ○乱暴 ○けんか ○たかり ○家出、無断外泊
- 怠学、怠業 ○金品持ち出し ○婦女誘拐、いたずら ○不純異性交遊
- 飲酒 ○喫煙 ○不良交友 ○不健全娯楽 ○薬物乱用

4 呼びかけの要領

呼びかけは、少年の非行防止を図るため、少年の健全育成の精神を保って行うものであります。従って、呼びかけの適否は、事後の補導に大きく影響するものでありますから、次の事柄に留意し、効果的に行うようにしなければなりません。

(1) 愛情と善意を基本として行うこと

呼びかけの方法によっては、少年が不安を抱いて逃げたり、逆に反抗心をあおり対立的となった議論に走るなどのことが起こりやすいものです。

従って、このような不良行為少年の心理を把握すると共に、呼びかけは、善意と愛情をもって行われなければなりません。

(2) 自然な態度、しかし自信をもって行うこと

呼びかけは、行為の内容によりその形を異にしますが、一般的には挨拶をするような気持ちで、自然な態度で行うことが望ましいのです。

警察官の行う職務質問の様な考えで声をかけたり、あるいは「生意気だ」「目ざわりになる」等の感情をもって呼びかけたりすると、不良行為少年に無意識に防御意識や、抵抗感情を持たせることになるので留意しなければなりません。

(3) 時機を失することなく、いわゆるタイミングよく行うこと

補導員自身が、不安な気持ちや自信のない態度で呼びかけを行うと、事後の補導が円滑に進まない結果となります。

とりわけ、呼びかけをちゅうちょする間に対象少年が通り過ぎたりして、その機会を失うことが少なくありません。

従って、対象少年を発見したら、ためらわずに、自信を持って接触し、呼びかけることが大切です。

(4) 親しみをもって、穏やかに話しかけること

呼びかけに当たっては、対象少年の注意を向けさせ、安心感を与えるような言葉を用いることが必要です。

従って、「きみきみ」「もしもし」「坊や」「ちょっと、たずねますが」といったように、対象少年の年令や服装から、その少年にふさわしい言葉で、しかも親しみを持った呼びかけをするように心がけなければなりません。

(5) 相手のプライドを傷つけないよう場所、方法を選ぶこと。

呼びかけは、交通事故等の危険のない場所や、人目のつかないところなど、補導に適当な場所を選んで行うことが必要です。

対象少年を発見したからといって、前後の事情もわきまえず、直ちに呼びかけることは避けなければなりません。

(6) 身分証明書等を見せて身分等を明らかにすること

少年に不安感を与えないため、呼びかけを行うときは、早めに少年補導員証を示し、身分を明らかにして行うことが大切です。

第4 少年補導員の基本姿勢

(1) 相手の人格を尊重すること

非行等を犯した少年であっても、一個の対等の人格として尊重することが必要です。

(2) 相手の立場に立って考えること

非行、不良行為をしている少年であっても、頭ごなしに叱ったり、非難的態度をとることはかえって反発を招く結果となります。

何が少年をそのような不良行為に走らせているのか、その原因を理解することが必要です。

(3) 共通の地盤を作って本音で喋らせること

少年の人格を認め、相手の立場に立ち、少年を同じ土俵にあげて対応することが必要です。

(4) 共感的、受容的態度で望むこと

最初から叱り、論すのではなく、相手の痛みを分かち合う態度で、勝手と思われる少年の言い分にも共感的、受容的な態度で話を聞くことが必要です。

(5) 論議して相手をやり込めたりしないこと

少年の中には、自分勝手な理屈を並べたて、一向に自己の非を認めようとしないう態度を示すものがあります。少年自身が、その自己中心的な態度に気づくようにしっかり話を聞き、少年自身にそれを自覚させるような対応が大切です。

(6) 自分の感情の動きを知り、これをコントロールすること

少年補導員は、自分自身の感情の動きを客観的に把握し、これを自らコントロールすることができなければなりません。例えば、少年の虚言や利己的態度に対し、激しくこれを非難したい感情が起こってることがあります。

しかし、そのような時も平常心を保ち、共感的、受容的態度で接し、少年の自己覚知を援助していくように自分をコントロールすることが大切です。

第5 街頭における補導要領

街頭補導は、街頭における偶然な出会いによって行われるところから、場所的、時間的な制限が大きく、しかも技術には限られた方法を用いることしかできないという制約を受けます。

従って、対象少年の不良行為の原因、動機、経過及び家庭環境の要点を聞き取ろうとしても黙り込んでしまったり、嘘を言ったり反抗したり、泣きだしたりする行為を取り、事実の把握に困難を生じることが少なくありません。

(1) 身分を明らかにし、面接の目的、内容を告知する

補導対象少年を発見し補導を必要とする場合は、自分が補導員であることを告げることが必要です。

(2) 適当な面接場所を選定する

公衆の面前、特に、その仲間の面前で少年の非行などに関する問題について面接することは適当ではありません。

呼びかけの前に予め適当な場所を見つけておきます。しかし、発見現場からあまり遠く離れた場所とか、暗く淋しいところに連れていくようなことは少年を不安に陥れる結果となります。

(3) 相手の性別、服装、言葉遣い、態度等から年令や人柄を早く見極める

相手の服装や所持品、髪型や言語、態度等からいち早く年令や性格、あるいは

非行性の有無、心の動き等を的確に掌握し、それに応じた言葉や態度、面接の進め方を選択することが大切です。

(4) 相手の緊張や不安を和らげ上手に話を引き出す

最初から矢継ぎ早に質問するのではなく、少年の緊張や不安を和らげるため、やさしい声、愛情をこめて、気軽に答えられるようなことから入っていくことが必要です。

(5) 少年自身に反省させること

少年自身に問題行動とその原因を自覚させ、これを自ら改めるよう決意させることが大切です。

(6) 少年が明らかに嘘を言っている場合

少年は、不都合なことは親や学校に知られたくないという不安や防衛意識から嘘をつきます。このような場合、不安や心配を取り除いてやることが本当のことを話させる近道です。しかし、家庭や学校、警察に連絡しないことを条件にすることは良くありません。

(7) 少年が黙秘したり、泣いて懇願したりする場合

少年がなぜ、黙秘したり、泣きじゃくるのか、少年の真意を的確に把握することが必要です。

(8) 少年が反抗している場合

少年の反抗的言動に捉われることなく、冷静にしかも愛情を以て対処すべきです。少年を刺激して攻撃的態度を誘発するようなことは避けるべきです。

少年の中には、短気、粗暴な者もいるので、少年の態度等に異常を感じたら追求することなく警察の手に委ねることが必要です。

第6 別れ際の要領

街頭補導では、対象少年を現場の注意、助言に止めるもの、家庭、学校、職場に連絡するもの、または、不良行為のなかったもの等を選別し、別れ際を良くすることが大切です。

(1) 感情が対立したまま別れないこと

対象少年が納得していないのに、これを帰した場合、補導効果が望めないばかりか、後で保護者などから問題を持ち込まれることがあります。

(2) 十分納得させることができずに別れたときは、保護者等に連絡して、状況を十分説明し、指導の意図を伝えること

対象少年の中には、態度が頑迷で、説得しても補導そのものを理解しなかったり、最後まで反抗的なものもいますが、いかなる場合でも、その少年を善くしていくという気持ちを忘れず丁寧な別れをするようにしなければなりません。

(3) 事案の内容によって家庭、学校、職場に連絡を必要とすることが予想される場合

連絡しないと約束しておき、後で連絡してしまうと、少年との約束を裏切ったことになり、不信を招く結果となるので、あらかじめ対象少年にこの旨を告げておかねばなりません。

(4) 是々非々の対応と愛情ある言葉かけが大切

悪い点は注意し、良い点は褒めてやるなど納得のいく訓戒に努め、別れ際は激励の言葉をかけてやるとともに、いつでも相談に応ずることを伝えるのも必要です。別れ際の言葉としては、「時間をとらせて悪かったね」、「交通事故に気をつけなさい」、「体に気をつけてね」等の親しみある言葉をかけ、笑顔で別れるように努める必要があります。

第7 少年補導員による措置

(1) 現場限りの措置

少年の不良行為が単純、軽微で不良性が低く、補導員による補導助言に対し素直に反省し、再発の危険性が認められないときは、現場限りの措置で補導を終結します。

この場合、少年の感情の平静化を図り、安心と希望を持って帰宅できるよう指示・激励を与えてやる必要があります。

(2) 家庭への連絡

少年の問題行為の主な原因が家庭にあったり、問題行為の再発防止や健全育成のために、家庭の協力が必要であったり、保護者が全く少年の行為に気づいていなかった場合、家庭に連絡することも必要です。

(3) 学校への連絡

在学中の少年が怠学等その行為が学校と直接関係がある場合で、学校の指導監督が必要であると認められるときは、担任教師に連絡することも必要です。

(4) 職場への連絡

有職少年の問題行為の場合、少年の性格や行為の内容、職場の雰囲気、雇主的傾向等総合的に判断して連絡の要否、方法を選択する必要があります。

(5) 少年の引渡し

補導を終えた少年のうち、そのまま放置すれば再び不良行為を働き、少年の福祉を害することになりかねないと判断される場合で、少年の非行防止上、特に身柄の保護が必要な場合は、保護者、教師、雇主に連絡します。

(6) 所持物件の措置

少年が、銃砲刀剣、シンナー、わいせつ写真等法に触れる物件を所持している場合には、警察に通報して法に基づいた措置を求めます。

また、法律には抵触しないが、少年の非行防止上好ましくない物件例えば、人の生命、身体に害を加えるのに使用される恐れのある刃物類、少年に有害な影響を与える恐れのある文書図画、玩具、性器具及び医薬品、酒類、たばこ、ライター、マッチ等を所持している場合は、保護者等において廃棄させる必要があります。いずれの場合にも、補導員が直接没収したり、強制的に廃棄させることはできないので注意を要します。

2 関係機関

名 称	所 在 地	電話・FAX
熊本家庭裁判所	(〒860-0001) 熊本市中央区千葉城町3-31	TEL:096-355-6121
法務少年支援センターくまもと (熊本少年鑑別所)	(〒860-0082) 熊本市西区池田1丁目9-27	TEL:096-325-4700
熊本保護観察所	(〒862-0971) 熊本市中央区大江3丁目1-53	TEL:096-366-8080
熊本県環境生活部くらしの安全推進課	(〒862-8570) 熊本市中央区水前寺6丁目18-1	TEL:096-333-2294 FAX:096-382-7403
熊本県警察本部生活安全部 生活安全企画課	(〒862-8610) 熊本市中央区水前寺6丁目18-1	TEL:096-381-0110 FAX:096-384-4976
宇城警察署生活安全課	(〒869-0532) 宇城市松橋町久具359-2	TEL:0964-33-0110
宇土交番	(〒869-0433) 宇土市新小路町62	
花園駐在所	(〒869-0415) 宇土市古保里町969-4	
網津駐在所	(〒869-0401) 宇土市住吉町322-4	
網田駐在所	(〒869-3173) 宇土市下網田町2098-2	
熊本市青少年センター	(〒860-8601) 熊本市中央区手取本町1-1	TEL:096-328-2759 FAX:096-328-3040
八代市人権政策課青少年室	(〒869-4703) 八代市千丁町新牟田1502-1	TEL:0965-30-1701 FAX:0965-46-1950
荒尾市青少年センター	(〒864-8686) 荒尾市宮内出目390	TEL:0968-57-8128 FAX:0968-62-1218
玉名市青少年センター	(〒865-0051) 玉名市繁根本88-1	TEL:0968-75-1313 FAX: //
宇土中学校・宇土高等学校	(〒869-0454) 宇土市古城町63	TEL:0964-22-0043
鶴城中学校	(〒869-0433) 宇土市新小路町151	TEL:0964-22-0140
住吉中学校	(〒869-0402) 宇土市笹原町1700	TEL:0964-22-0346
網田中学校	(〒869-3173) 宇土市下網田町1120	TEL:0964-27-0011
宇土小学校	(〒869-0452) 宇土市高柳町104-1	TEL:0964-22-1101
宇土東小学校	(〒869-0408) 宇土市築籠町46	TEL:0964-23-3013
花園小学校	(〒869-0415) 宇土市古保里町695	TEL:0964-22-0145
走潟小学校	(〒869-0404) 宇土市走潟町743	TEL:0964-22-0315
緑川小学校	(〒869-0463) 宇土市野鶴町246	TEL:0964-22-0613
網津小学校	(〒869-0461) 宇土市網津町2082-3	TEL:0964-24-3213
網田小学校	(〒869-3173) 宇土市下網田町1842	TEL:0964-27-0006

3 相談機関

名 称	電 話 番 号	相 談 時 間
熊本県24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう) ※PHS,IP電話からはつながりません	24時間
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課	096-333-2720(いじめ・不登校)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
熊本県教育庁教育指導局義務教育課	096-333-2688	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
宇城教育事務所	0964-32-5768	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
精神保健福祉センター	096-386-1166(こころの健康相談)	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
熊本こころの電話	096-285-6688	年中無休 11:00～18:30
肥後っ子テレホン (熊本県警本部肥後っ子サポートセンター)	0120-02-4976 携帯電話からは 096-384-4976	月～金 8:30～17:15
	E-mail: higokko@police.pref.kumamoto.jp	
熊本市子ども・若者総合相談センター	電話:096-387-7000 FAX:096-387-8000	月～金 8:30～21:00
	E-mail: kowaka-cocon@wind.con.ne.jp	
子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (時間外は留守電対応)
ヤングテレホンうと	0964-23-1139	月・水 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	E-mail: young01@city.uto.lg.jp	



令和 7 年度

— は ば た け 青 少 年 —

発行 令和 7 年 8 月

宇土市教育委員会 生涯活動推進課

宇土市浦田町 51

TEL : 0964-22-6510

FAX : 0964-23-1002